労働関係調整法第37条第1項の規定により、神奈川県立病院労働組合執行委員長鮫島 彰から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成30年2月2日にありました。

平成30年2月9日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 事件

賃金、その他労働条件の確保・向上の要求に関する件

2 日時

平成30年2月14日以降問題解決に至るまでの期間

3 場所

次の事業場における神奈川県立病院労働組合の組合員が勤務する全部又は一部の職場

事業場の名称	所 在 地
足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領 866 の 1
こども医療センター	横浜市南区六ツ川 2 -138 の 4
精神医療センター	横浜市港南区芹が谷2-5の1
がんセンター	横浜市旭区中尾2-3の2
循環器呼吸器病センター	横浜市金沢区富岡東6-16の1

4 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為を実施する。